

## 節湯水栓製品確認書

製品品番	KM5111TECCL
お客様品番	ZZKM5111TECCL
使用空間	台所
適合する基準名	都市の低炭素化の促進に関する法律 「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準」 (平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号、 平成28年1月29日一部改訂)  建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号) 「建築物エネルギー消費性能基準」 (平成28年経済産業省・国土交通省省令第1号)
適合する仕様区分	一次エネルギー消費量 給湯設備 節湯水栓
節湯水栓の基準 (節湯種類)	水優先吐水機構(節湯C1)
製品を製造する工場の 名称及び所在地	株式会社KVK 本社工場 岐阜県加茂郡富加町高畑字稲荷641番地
公的認可状況	株式会社KVKは 品質保証の国際規格であるISO9001の認証 環境の国際規格であるISO14001の認証 日本産業規格JISB2061「給水栓」の認証を取得しています。

### ■製品の性能確認区分※について

- 節湯水栓の基準「手元止水機構(節湯A1)」・「水優先吐水機構(節湯C1)」は、構造・形状等での性能確認が可能であるため、性能確認区分は全て「-」となります。
- 「小流量吐水機構(節湯B1)」は性能確認が必要になります。下表より弊社製品の性能確認区分は全て「B-2」です。

		生産品質		
		ISO登録工場 又はJIS認証取得工場	第三者生産品質審査機関で 審査実施	自己適合宣言 (JIS Q 17050-1)
試験品質	第三者試験機関で試験実施	A		B-1
	第三者試験等審査機関で審査実施			
	自己適合宣言(JISQ1000等)	B-2		C

※一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定める試験品質および生産品質の確認方法による区分です。

### ■適合証明について

- 節湯水栓の基準「手元止水機構(節湯A1)」・「水優先吐水機構(節湯C1)」は、構造・形状等での性能確認が可能であるため、所管官公庁への適合証明書の提出は不要です。
- 節湯水栓の基準「小流量吐水機構(節湯B1)」は、シャワーヘッドの性能とサーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓又はシングルレバー湯水混合水栓との組合せにより、試験品質への適合が判断されます。